

# 安全報告書

2017 年度



本報告書は航空法第 111 条の 6【本邦航空運送事業者による安全報告書の公表】に基づき、安全に係わる情報を記載したものです。

報告対象期間：2017 年 1 月 1 日 ～ 2017 年 12 月 31 日

春秋航空日本株式会社

はじめに、

平素より Spring Japan(春秋航空日本)をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は 2014 年 8 月の運航開始から、国内路線および中国路線を順次に拡充し、両国の経済的、文化的な交流に寄与できるよう努力してまいりました。その一環として、2017 年度 1 月には本邦の航空会社として初めて、成田から天津線とハルビン線の直行便運航を開始し、日本と中国の新たな架け橋を築いております。

2017 年の就航路線は、国内 4 路線（千歳・関西・広島・佐賀）、国際 4 路線（ハルビン・天津・重慶・武漢）の 8 路線を 4 機の機材で運航することとなり、お客様のご利用は、昨年度の 49 万人から約 1.4 倍の 70 万人となり、多くのお客様のご期待に応えることが出来ました。

しかしながら、2017 年度には、弊社の客室乗務員が飛行中の乱気流により負傷する、残念な事故も発生してしまいました。このような事故・インシデントをゼロとするため、全社員が努力してまいります。

2018 年度から、弊社は安全運航を前提とした、さらなる事業規模の拡大に向け、航空機の運航において日本航空から様々な技術支援を受ける事といたしました。

弊社の安全理念である『安全は社会との約束であり最優先課題』に基づき、足元の安全管理体制をしっかりと固め、お客様から信頼される企業であり続けるよう取り組んで参ります。

本年度も、航空法第 111 条の 6 項に基づき、『2017 年度の安全に関わる取り組み姿勢と実績』を「安全報告書」として取りまとめ、皆様にお届けさせていただきます。

2018 年 3 月



春秋航空日本株式会社  
代表取締役社長 鵜飼 博

鵜飼 博

## 目 次

<b>1. 安全に関する基本方針</b>	
1.1 安全理念.....	3
1.2 安全に係わる方針.....	3
<b>2. 安全確保の体制</b>	
2.1 安全管理体制(組織と人員).....	5
2.2 安全推進の組織.....	6
2.3 責任と権限.....	8
<b>3. 安全確保への取り組み</b>	
3.1 日常運航の支援体制(訓練及び審査).....	10
3.2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制.....	11
3.3 安全に関する社内啓発活動.....	13
<b>4. 使用機材および運航状況</b>	
4.1 使用機材.....	15
4.2 路線別運送実績.....	15
<b>5. 運航上のトラブル発生状況等</b>	
5.1 事故・重大インシデント.....	16
5.2 安全上のトラブル(義務報告).....	16
5.3 イレギュラー運航(航空局基準).....	18
<b>6. 輸送の安全を確保するために講じた措置</b>	
6.1 国から受けた行政処分または行政指導.....	18
6.2 2017 年度安全重点施策(安全目標)の達成状況.....	18
6.3 2018 年度安全重点施策(安全目標).....	19

## 1. 安全に関する基本方針

### 1.1 安全理念

弊社は、すべての役職員が日常の業務を遂行する上で規範となるべき安全理念を定め、この理念のもと、安全運航の維持・向上を追究し、安全に係る方針の基に業務を遂行してまいります。

#### 【安全理念】

- 1：安全は社会との約束であり最優先課題
- 2：お客様の笑顔と満足は確かな安全と誠意から
- 3：安全は十分な意思疎通と相互確認から
- 4：安全のための「立ち止まり、取り止め」に勇気を

### 1.2 安全に係わる方針

#### (1) 安全最優先の原則

- ① 安全はすべての品質に優先する。
- ② 安全を維持向上させるために一切の妥協をしてはならない。
- ③ 安全文化の浸透は経営トップ、管理職の責務である。
- ④ 安全を支えるのは一人ひとりの意識と気付きである。

#### (2) 関連法令等の遵守

- ① すべての役職員は業務に当たっては関連法令や安全管理規程、運航・整備規程および社内規程を遵守する。
- ② すべての役職員は業務に当たり関連法令、または社内規程への不適合を認めた場合、速やかに会社に報告し、会社はこれを是正する。
- ③ 規程上にある基準や標準が業務実施に不適切であった場合、または規程が該当法令等に適合していない場合、発見した者は、速やかに当該規程の主管部署に報告する。

#### (3) 報告の奨励

会社は社員からの積極的な安全に係わる報告を奨励し歓迎する。

- ① 安全に係るすべての報告においては、関係する個人について、就業規則の規定にかかわらず、社内規程に定める懲戒処分の対象とはせず、その他の不利益な取り扱いを行わない。  
ただし、故意によるものや虚偽・隠ぺい行為、甚だしい怠慢行為と認められる場合を除く。
- ② 業務実施中に引き起こした、あるいは経験、発見した不安全と思われる発生事象について、速やかに報告するとともに、原因究明のための調査に積極的に協力する。
- ③ 会社は、報告対象事項・書式・責任部署・処理の流れおよびアウトプットを定めた報告制度を設定し、運用する。

(4) 提案・提言の尊重

会社は安全に関する提案や提言を尊重し、それらを速やかに検討し、安全向上のため活用する。

(5) 安全管理システム（SMS：Safety Management System）の維持向上

経営者、安全統括管理者および安全推進部門は環境変化を的確に捉えて、安全管理システムを見直し、必要に応じ強化する。

(6) 不法妨害行為の防止

テロ・ハイジャック等、不法妨害行為を一切発生させないことを目指す。

(7) 安全活動への参加

安全に関する情報および知識交換など他社や外部機関と相互に協力する。国内外の関係業界の安全活動に積極的に参加する。

(8) 情報の伝達・共有と公開

- ① 自社で発生した不安全事故は、再発防止の観点から速やかに社内・部門内の関係者に伝達するとともに、関連部門間でその情報を共有する。管理職者は安全情報が部門内で留まってないか常に注意し、情報公開を促進する。
- ② 自社で発生した不安全事故のうち、法令等により報告が義務づけられているものは、所定事項を所管の航空安全行政当局に速やかに通報する。
- ③ 同不安全事故のうち、国際基準および契約等により報告すべき事項に該当するものがあれば、会社は航空機製造事業者、航空会社の団体等に通報する。
- ④ 目的を共有する他社・社外団体と情報交換を行う。
- ⑤ 安全推進委員会の議事録（運航リスク・マネジメント会議議事録を含む）は社内イントラネットにより社内に公表され、展開・共有される。

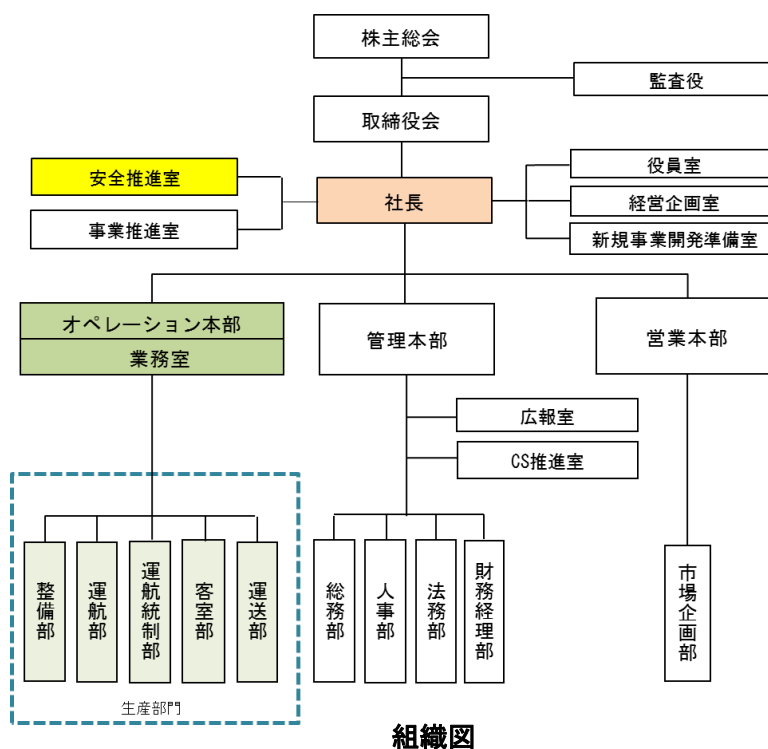
## 2. 安全確保の体制

### 2.1 安全管理体制（組織と人員）

弊社の安全確保の組織体制は以下のとおりです。

#### (1) 組織図と社員数

役員： 5名  
社員：551名  
2017年12月31日現



役員室	経営企画室	財務経理部	新規事業 開発準備室	安全推進室	業務室	事業推進室	広報室
7	3	10	23	7	7	9	2
運航部	運航統制部	客室部	運送部	整備部	市場企画部	総務部	人事部
112	23	147	72	76	34	12	7

各組織における人員数（2017年12月31日現在）

※短期契約社員・派遣社員は上記人員に含まれておりません。

※法務部・CS推進室については兼務となっております。

#### (2) 直接運航に係わる各職種の人員

職 種	人 員 数
運航乗務員	48名
客室乗務員	116名
整備従事者	36名 (内 B737-800 型式ライセンス保有者 27名)
運航管理者	12名

(2017年12月31日現在)

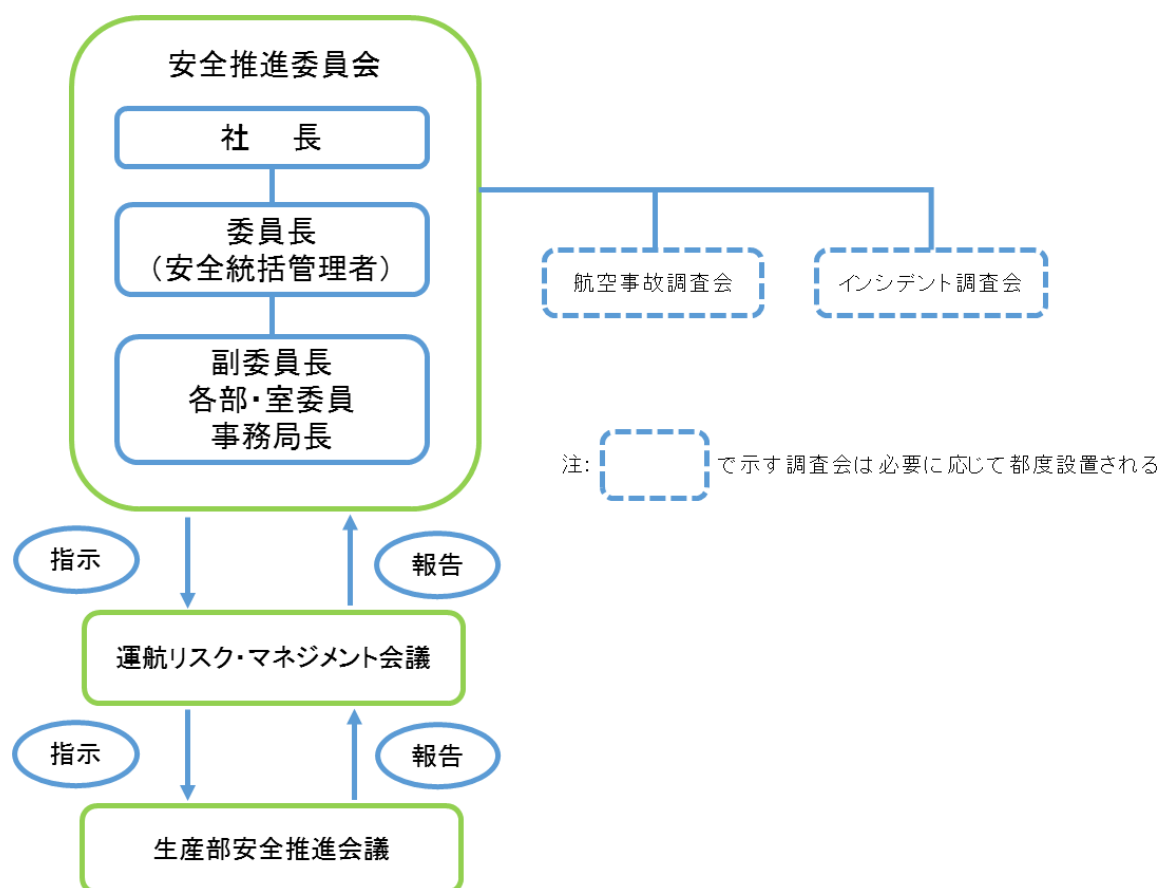
※弊社の組織体制は、1月1日付けで以下の変更がありました。

- (1) 役員室、広報室を廃止し経営企画室に統合した。
- (2) 営業本部内に営業部およびWEB販売推進部を新設した。
- (3) CS推進室を管理本部から独立した組織とした。

## 2.2 安全推進の組織

(1) 運航、整備、空港など航空輸送に関するあらゆる分野で、社長（経営トップ）から作業員まで組織全体で安全方針や安全情報を広く共有します。

安全目標達成のための活動、並びにリスク軽減のために系統的にハザードを特定しリスクの評価を行い、適切な対策を講じ、講じた対策の効果を評価していく活動を継続的に行い、安全性を高めていきます。



安全推進の組織

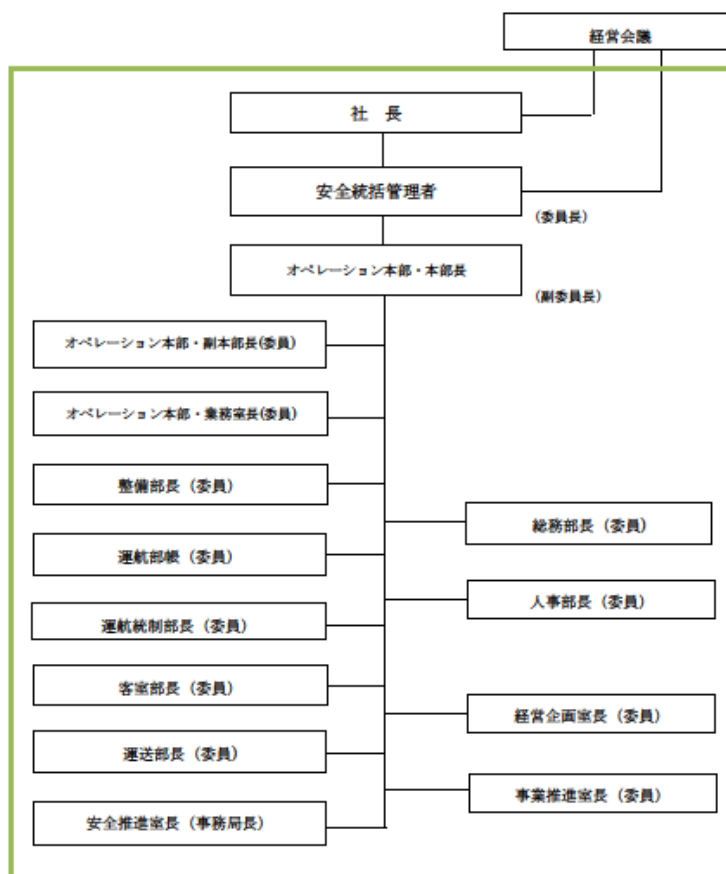
## (2) 各組織の機能と役割の概要

## ① 安全推進委員会

安全に係わる重要事項の最高審議機関として、組織を横断する安全推進委員会を設置し、毎月開催します。また、社内の安全管理の取り組みを総括的に管理する責任を有する安全統括管理者を同委員会・委員長とし、安全施策・安全投資の決定などの安全に関する重要な経営判断に直接関与し、その後の妥当性を評価する調査審議を行います。

## 安全推進委員会の構成

- 1) 社 長
- 2) 委員長（安全統括管理者）
- 3) 副委員長  
（オペレーション本部 本部長）
- 4) 委 員
  - ・ オペレーション本部 副本部長
  - ・ オペレーション本部 業務室長
  - ・ 整備部長・運航部長・運航統制部長
  - ・ 客室部長・運送部長・総務部長
  - ・ 人事部長・経営企画室長・事業推進室長
- 5) 事務局長（安全推進室長）



安全推進委員会の構成図

## ② 運航リスク・マネジメント会議

安全推進委員会の下部機構として、本会議を開催し、各生産部の運航リスク評価員の出席のもと、各生産部門の安全に係わる情報を組織横断的に分析・共有します。本会議は安全推進室を事務局として、毎月「安全推進委員会」の前週に開催します。本会議の内容は安全推進委員会にて報告し、社内共有を図ります。



### ③ 生産部門安全推進会議

各生産部は部門内の安全担当課またはグループの主管により、毎月、安全推進会議を開催します。本会議は部門内安全管理システムの実施状況についてレビューを行い、必要に応じ改善のための提言・勧告および指示を部門内社員に対して行います。

生産部安全推進会議の結果は、部門内にフィードバックすると共に、安全管理システムのレビューに必要な事項が「運航リスク・マネジメント会議」を経て安全推進委員会に報告されます。

### ④ 航空事故調査会

事故（航空法第 76 条）が発生した場合、安全推進委員長の発動により同調査会が設置され、事実調査・解析・原因の究明ならびに必要な勧告・提言の取り纏めを行います。

### ④ インシデント調査会

重大インシデント（航空法 第 76 条の 2）および、特別に原因調査・対策検討の必要性があると安全推進委員会委員長が判断したインシデントが発生した場合、安全推進委員長の発動により同調査会が設置され、事実調査・解析・原因の究明ならびに必要な勧告・提言の取り纏めを行います。

## 2.3 責任と権限

会社役職員は安全管理システムに関して、以下の役割に関する責任と権限を有します。

### (1) 社 長

運航の安全に関する最終責任者として安全理念および安全に係わる方針に基づき、安全に係わる施策の実現と推進に主体的に関与します。

### (2) 安全統括管理者

安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者として安全管理システムの継続的改善を推進し、安全の監視を行うとともに、安全施策・安全投資の決定など安全に関する重要な経営判断に直接関与します。

### (3) オペレーション本部長

安全管理の取り組みを推進し、安全統括管理者を補佐し、オペレーション部門の立場から、安全管理システムの継続的改善を推進し、安全の監視を行うとともに、安全施策・安全投資の決定など安全に関する重要な経営判断に係わる意見、助言を安全統括管理者に対して行います。

### (4) オペレーション本部・副本部長

オペレーション部門の副総括者として、生産部門における安全に関する取り組みに関して本部長を補佐します。

- 
- (5) オペレーション本部・業務室長  
オペレーション本部における、安全に関する取り組みに関して、オペレーション本部長および副本部長を補佐し、航空機事故処理に関して、その体制を構築し、維持します。
- (6) 安全推進室長  
安全管理システムの有効性と妥当性に関する事項と、安全管理システムの改善の必要性について安全統括管理者、経営および安全推進委員会を補佐し、その指示に基づき、生産部安全推進会議に必要な勧告や提言を行うとともに内部安全監査に係わる業務（年度監査計画の立案および実施、監査員の教育・訓練および養成、代表取締役社長・安全統括管理者および安全推進委員会への監査結果および是正処置実施状況の報告と提言、等）を行います。
- (7) 生産部門長(整備部、運航部、運航統制部、客室部、運送部)  
自部門の安全に関する取り組みの実行責任者であり、自部門内で、安全に関する業務のプロセスや手順が設定され、実施され、維持されていることを確認するとともに安全推進委員会の委員として、自部門の安全管理システムの有効性と妥当性に関する事項と安全管理システムの改善の必要性について報告します。
- (8) 総務部長  
部門運営（運営体制、人員計画）、組織風土・文化醸成に関する事項に係わる安全に関する事項の安全推進委員会への情報提供、安全推進委員会での論議結果の反映、修正等を行います。
- (9) 人事部長  
部門運営（人員計画）及び組織風土・文化醸成に関する事項について、安全推委員会への報告を行うとともに、安全推進委員会での論議結果の反映、修正を行います。
- (10) 経営企画室長  
事業計画（年度及び中長期）に係わる安全に関する事項の安全推進委員会への情報提供、安全推進委員会での論議結果の反映、修正等を行います。
- (11) 事業推進室長  
全社的な事業の推進に関する事項について、安全推進委員会への報告を行うとともに、安全推進委員会での議論結果の反映を行う。
- (12) 各生産部門安全担当課長（またはそれに代わる者）  
部門内安全情報の収集とその対応措置を実施します。
- (13) 社員  
法令や会社の規程・基準および手順書を遵守し、認定された資格の範囲の業務を確実に行うとともに不安全事象や不安全要素の報告および改善の実施または提案を行います。
-

### 3. 安全確保への取り組み

#### 3.1 日常運航の支援体制（訓練及び審査）

##### (1) 運航乗務員

訓練審査規程（QM：Qualifications Manual）の基準に基づき、運航乗務員に対する任用訓練ならびに定期訓練を実施しております。

訓練の実施方法別では、座学訓練、模擬飛行装置（FFS：Full Flight Simulator）訓練、路線訓練があります。

定期訓練は、運航乗務員の技量の維持・向上を図るため定期的を実施しており、機長と副操縦士共に6ヶ月毎に模擬飛行装置で訓練を実施しております。

技能審査は模擬飛行装置を使用し、航空機の故障、悪天候等を再現させて行われ、路線審査は運航便（実機）にて実施しております。

##### (2) 客室乗務員

訓練審査規程（QM：Qualifications Manual）の基準に基づき、客室乗務員に対する任用訓練ならびに定期訓練を実施しております。

初期訓練では機内保安業務の他、関連法令や規程の理解、緊急事態への対応等について座学ならびにモックアップ（模擬施設）や緊急救難施設での実技演習に加え、定期便での乗務訓練（OJT）を実施しております。

定期訓練は、緊急保安に関する知識および技量の維持・向上のため、年1回、座学と実技演習により実施しております。

##### (3) 整備従事者

整備従事者に係わる訓練および審査は以下のとおり実施しております。

整備従事者に関しては、整備規程・業務規程に基づき整備資格者の区分毎に所定の資格者訓練を実施し、審査・認定を経て所定の整備資格の発令をしております。

また、整備資格の発令後は、整備規程・業務規程に基づき、所定の定期訓練および評価を実施し、技量維持・向上と新知識の習得を図っております。

##### (4) 運航管理者

訓練審査規程（QM：Qualifications Manual）の基準に基づき、運航管理者としての責任および職務の遂行に必要な知識、技能の付与および維持向上を目的とした訓練、ならびに運航管理者および同候補者に対し、当該知識・技能水準の確認のため審査を以下のとおり実施しております。

###### ① 訓練

任用訓練、定期訓練、復帰訓練、随時訓練、再訓練

###### ② 審査

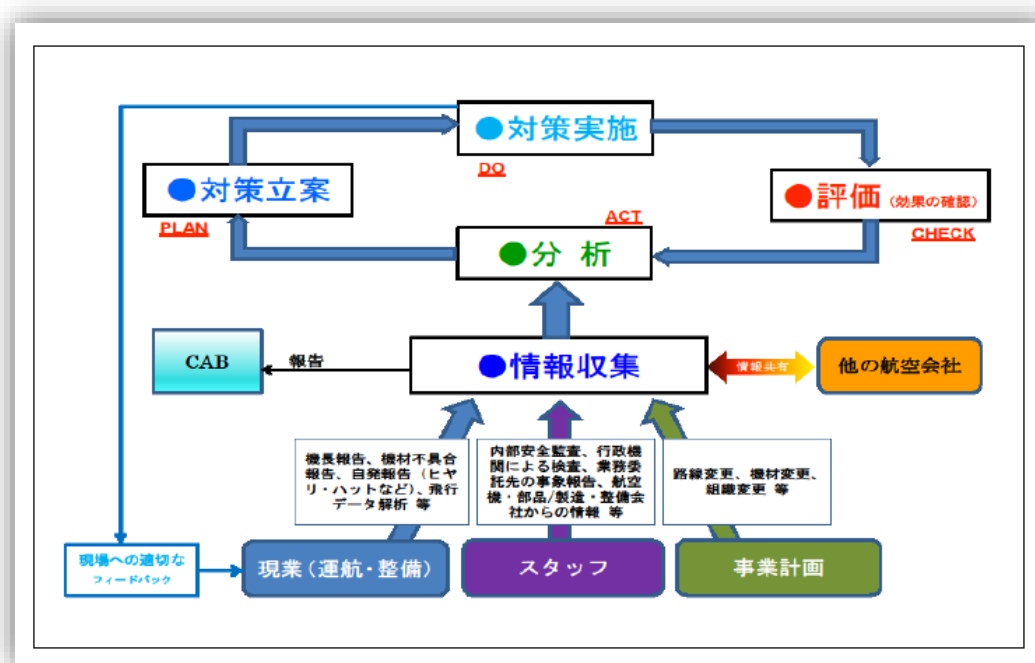
資格審査、定期審査、復帰審査、随時審査、再審査

### 3.2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

#### (1) 全社的取り組み

##### ① 運航リスク・マネジメント体制

運航リスク・マネジメント体制は、安全に関する情報を収集し、その中に潜むリスクを許容レベルまで低減させるため、安全推進室を中心に PDCA サイクルを活用し、全体最適となるように活動を進めるものです。



リスク・マネジメントにおける PDCA サイクル（概念図）

##### ② 内部安全監査

内部安全監査は、安全管理システムが関連法規および会社が定める諸規程に従って、適切に機能し、継続的に改善されていることを客観的に確認するものです。そして、不適切な事象を認めた場合には、これを是正することにより、安全管理システムを維持・改善していきます。

##### ③ 自発報告制度（ヒヤリ・ハット）の運用

ヒヤリ・ハットは、全社員を対象とした自発報告制度であり、事故やインシデント等には至らなかったものの、それらの未然防止に役立つと思われる情報を広く収集するものです。報告された情報について、各担当部にて原因や背景を分析し、必要な対策を講じます。

## (2) 運航乗務員

### ① 飛行データ解析プログラム (Flight Operation Quality Assurance)

運航の品質を向上させることを目的とし、当社の全運航便の飛行データを収集し解析・評価することにより、日常運航における不安全要素を抽出し必要な予防措置を講じています。

また、分析結果を基に定期的にレポートを作成して運航乗務員に配布し、フィードバックする事により運航品質の向上を図っています。

### ② 安全に係わる報告

運航に係わるイレギュラー報告、安全上のトラブル、改善提案等は、所定の報告書（機長報告書、セーフティ・レポート）にて速やかに提出され、安全担当者による情報収集、分析および評価の後に必要な対策を講じ改善を図っています。また、必要に応じて「安全情報」や「OPERATION ENGINEERING INFORMATION」等の媒体を使い運航乗務員への周知を行うと同時に社内関係部門に報告します。

#### 1) 機長報告書

航空法で定められた機長による義務報告事項に加え、会社として運航の安全に係わる報告事項を定め、実運航における安全に係わる事象の発生を速やかに把握するとともに、社内関係部門と連携し、改善が必要な事項については対策を講じ改善を図っています。

#### 2) セーフティ・レポート

航空機の運航において、事故・インシデントに繋がる可能性のある潜在的要因を含む事例の体験者から、情報の自発的提供を受けて当該情報を運航関係者にフィードバックすることおよびリスク分析や要因分析に活用することにより、事故・インシデントの未然防止と安全対策に役立てています。

## (3) 客室乗務員

運航に係わるイレギュラー報告、安全上のトラブル、機内業務やサービスに係わる改善提案等は、所定の報告書（フライト・レポート、CA セーフティ・レポート）にて速やかに提出され、安全担当者による分析、評価の後、必要な対策を講じ改善を図っています。また、必要に応じてNOTICEやCA BULLETINという媒体を使い客室乗務員への周知を行うと同時に社内関係部門に報告します。

## (4) 整備従事者

日常運航から得られた航空機の整備データをデータベース化し、発生した不具合に対し過去のデータと照らし合わせ迅速で的確な整備を実施するとともに、航空機製造のメーカー等から得られた改善策を確実に実施しています。また、信頼性管理プログラムに基づき、月次毎に整備データをレビューし機材品質向上に寄与する施策を実施しています。

今後もこれらの施策を着実に実施することにより、高品質な機材をお客様に提供します。

(5) 運航管理者

運航管理者は、機長報告書の報告事項に該当するもの、またはこれに準ずる事項のうち、運航管理上必要と判断する事項が発生した場合、速やかに運航統制部長に運航管理者報告書を提出し、運航管理部門における実運航上の安全に係わる事象の発生を把握します。発生事象については、社内関係部門と連携し、改善が必要な事項については改善を図っています。

### 3.3 安全に関する社内啓発活動

(1) 生産部門における安全推進活動

安全に関する社内啓発活動は、安全推進委員会が中心となって取り組んでおりますが、それぞれの部門においても、職務に合った安全に関する独自の啓発活動を行っています。各部門には安全担当課があり、安全推進担当者を配置して部門の安全推進に係わる業務に携わると同時に、各部門の一人ひとりにまで安全意識の浸透を図るべく取り組みます。

(2) 安全教育

会社の最上位規程である安全管理規程に基づき、当社の安全理念、安全に係わる方針および安全管理体制の概要をSMS教育で全社員に教育することにより、安全文化の醸成に取り組みました。さらに、安全統括管理者および安全推進室が全社員を対象として、安全推進活動（安全理念、業務の基本姿勢、情報の共有化、報告と褒める文化など）、航空安全プログラム（民間航空における航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防いで安全の確保を図るためのプログラム）、コンプライアンスなどを中心とした安全の啓蒙を図ります。

(3) 定期業務安全教育

各生産部門（運航部、運航統制部、整備部、客室部、運送部）の全社員を対象とし、3ヶ月毎に、それぞれの部門特有の業務内容に即した安全教育を実施します。

(4) 安全推進委員会議事録の公開

毎月開催される安全推進委員会において報告された、自社および他社で発生した不具合事象等、日常の運航に密接に関係のある事象を取上げ、各部門の代表である委員により議論され、安全管理システムの向上を図っております。討議した内容の議事録は社内ネットワークに掲載し、全役員・社員が閲覧できるようにして公開します。

(5) 夏期繁忙期点検・年末年始輸送安全総点検の実施

夏期繁忙期は会社独自の点検、年末年始の繁忙期には国土交通省、航空局の通達に基づいて、安全対策の徹底、テロ対策の確認、自然災害・事故発生時の旅客誘導等の実施体制確立などの重点事項について、点検を実施し、必要により是正策を講じることにより旅慣れないお客様が利用される繁忙期の安全確保に努めます。

(6) 航空事故処理模擬演習

事故等が発生した際に、社内規程に定められた要領および方法等に従い、的確に事故処理関連業務が遂行できることを確認するために航空事故処理模擬演習を実施し、そこで抽出された不具合事項の改善を行います。

事故情報の入手から初動体制の発動、事故処理体制発動、事故対策本部設置という一連の事故処理要領において、指名されている事故処理責任者、担当がそれぞれの職務に応じた対応ができるかの確認の訓練を、全社員で繰り返し実施し、『事故は絶対に起こさない』との共通認識を深める場とします。

(7) 「安全推進だより」の発行

情報を共有化することで同じ不具合を繰り返さないという観点から、社内外の安全事象安全を題材にして、スピード感をもって「安全推進だより」を社内イントラネットに掲載して発行しております。

その内容は、前述の安全基本教育や、定期業務安全教育の場でも紹介して、安全の啓蒙活動に役立てます。

## 4. 使用機材および運航状況

## 4.1 使用機材 (2017年12月31日現在)

機種	機数	座席数	導入開始時期	平均機齢	平均年間飛行時間	平均年間運航時間(参考)	平均年間飛行回数
B737-800型機	4機	189席	2013年7月18日	3.3年	2,457 HR	2,960 HR※	1,299

※運航時間はお客様の搭乗後に移動を開始してから目的地で機体を停止するまでの時間です

飛行時間は機体が離陸してから着陸するまでの時間です

## 4.2 路線別運送実績 (2017年1月1日～2017年12月31日)

路線	有償旅客キロ (千人キロ) (RPK)	提供座席キロ (千人キロ) (ASK)	実運航便数
成田～新千歳	79,227	113,797	675便
成田～関西	62,523	96,505	679便
成田～広島	179,145	237,781	1,401便
成田～佐賀	157,374	240,188	1,107便
国内線計	478,268	688,271	3,862便
成田～ハルビン	99,452	113,217	370
成田～天津	93,511	106,312	272
成田～武漢	126,956	147,950	314
成田～重慶	219,270	252,855	416
国際線計	539,189	620,333	1,372便
合計	1,017,457	1,308,603	5,234便





## 5. 運航上のトラブル発生状況等

事故・重大インシデントおよびその他の安全上のトラブルの発生状況、  
航空法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」

### 5.1 事故・重大インシデント

2017 年度は以下の航空事故が 1 件発生しました。(重大インシデントについてはありませんでした)

航空事故（概要）
<p>2017 年 10 月 22 日、IJ701 便（成田～佐賀）が佐賀空港に向けて降下中、高度約 4,500m 付近で強い揺れが発生し、シートベルトサインが点灯している中、着座中の客室乗務員が負傷しました。 診断の結果、腰椎圧迫骨折が判明したことから、本件は 10 月 27 日に国土交通省航空局より航空事故と認定されました。</p> <p>原因の究明は、国土交通省運輸安全委員会に調査が委ねられていますが、同調査機関の調査には全面的に協力し、必要な対策を行っていきます。</p> <p>当面の対応として、社内全組織への事例周知をするとともに客室乗務員に対しては、強い揺れに遭遇した場合の注意事項と対応について周知し、運航乗務員に対しては、会社内外の強い揺れによる事故や遭遇事例の紹介と再発防止策について情報共有し、未然防止に向けた取り組みを継続してまいります。</p>

### 5.2 安全上のトラブル(義務報告)

2017 年度に国土交通省に報告した「安全上のトラブル」は 51 件でした。  
全ての発生事象について、詳細な原因分析を実施し、必要な対策を講じることで再発の防止を行っております。また機材トラブルについては、装置や機器の交換を実施し、正常な状態に復旧したことを確認しております。

(航空法第 111 条の 4 に該当する事例)

2017 年度 安全上のトラブル 内訳		件数
航空事故		1
鳥衝突・被雷等による航空機損傷		0
システムの不具合	エンジン・プロペラ等	0
	与圧系統	0
	電気系統	0
	操縦系統	0
	表示・警告	9
	着陸装置	0
	その他	3
非常用装置等の不具合		2
制限・規定値を超えた運航		0
急激な操作 非常用装置の使用	航空機衝突防止装置作動	1
	対地接近警報装置作動	0
	その他の急激な操作	0
	非常用装置・器具の使用	0
その他		35

(航空法第 111 条の 4 に該当する事例)

### 2017 年度 安全上のトラブルの概要

#### 【航空事故】

- ・ 5.1 項「事故・重大インシデント」に記載した客室乗務員の負傷については、再発防止対策を徹底し、事故の未然防止を継続して取り組んでおります。

#### 【システムの不具合】

- ・ TCAS FAIL MESSAGE 等が表示された事象が 5 件ありましたが、いずれの事象も着陸後の適切な処置で解消しております。
- ・ 飛行中、GPWS INOP LIGHT が点灯し、FAIL MESSAGE が表示された事象がありましたが、着陸後の適切な処置で解消しております。
- ・ 機体システムの FAIL MESSAGE が表示される事象が 2 件ありましたが、いずれの事象もその後の処置で解消しております。
- ・ 離陸上昇中、機長席と副操縦席の Navigation Display が 2 分間表示されない不具合がありましたが、手順に従った対応で問題なく飛行を継続しました。着陸後はメーカーであるボーイングの指示に従った対応をしております。
- ・ 整備点検中に酸素マスクが正しく落ちない不具合が 3 件ありましたが、必要な整備処置を実施し、解消しました。

#### 【非常用装置等の不具合】

- ・ 左前方ドアの非常灯が点灯しない不具合がありましたが、必要な整備処置により解消しております。
- ・ 副操縦士側の酸素マスクに不具合が見つかりましたが、使用していないオブザーブシートのマスクと交換し、問題なく運航を継続しました。着陸後、必要な整備処置を実施し、解消しております。

#### 【急激な操作・非常用装置の使用】

- ・ 巡航飛行中、急上昇中の他機がいたことから航空機衝突防止装置が作動しましたが、回避指示に従い安全に飛行を継続しました。

#### 【その他】

- ・ 出発前の確認に関わるものが 3 件、整備に関わるものが 27 件、機内持ち込み制限品に関わるものが 4 件、性能計算に係るものが 1 件ありました。発生した全ての「安全上のトラブル」に対しては、担当部門での要因分析を行い、必要な改善・再発防止策を実施しております。

### 5.3 イレギュラー運航（航空局基準）※

2017 年度のイレギュラー運航はありませんでした。

※イレギュラー運航とは、航空機の多重システムの一部のみの不具合が発生した場合等に、乗員がマニュアルに従い措置した上で、万全を期して引き返し等を行った結果、目的地等の予定が変更されるものです。一般的には、直ちに運航の安全に影響を及ぼすような異常事態ではありません。

## 6. 輸送の安全を確保するために講じた措置

### 6.1 国から受けた行政処分または行政指導

行政処分および、行政指導に係わる事項はありませんでした。

### 6.2 2017 年度安全重点施策（安全目標値）の達成状況

2017 年度安全目標値（先行指標）
先行する目標の指標として、以下の 2 つの項目を指標としております。
A) 「ヒューマンエラーに起因するリスク評価事象件数の発生率 （実運航便数に対して）1.58%以内とする」
B) 「ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル（義務報告）発生率 （実運航便数に対して）0.24%以内とする」
C) 「ヒヤリ・ハット報告件数（年間）を 178 件以上とする」
2017 年度安全目標値（遅行指標）
上記の結果として得られる、遅行する指標として 「航空機事故・重大インシデント件数 0 件とする」
達成状況
先行指標については、2017 年 1 月から 12 月の間の実運航便数 5,234 便に対し、
A) ヒューマンエラーに起因するリスク評価事象件数は 102 件発生し、発生率は 1.95%となり、目標は未達成となりました。
B) ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル（義務報告）は 29 件発生し、発生率は 0.55%となり、目標は未達成となりました。
C) ヒヤリ・ハット報告件数は年間で 310 件となり、こちらは目標値を達成しております。
遅行指標については、航空機事故が 1 件発生し、目標値は未達となりました。 （重大インシデントについては発生していません）

※ヒヤリ・ハットは、ヒューマンエラーが顕在化して事故、重大インシデント、安全上のトラブル等の不具合となる前の段階の事象であり、このような事象を数多く抽出し、不具合を未然に防止することを目的としています。

また、このような事象を気軽に報告できるような風通しのよい会社風土の醸成にも努めています。

### 6.3 2018 年度の安全重点施策（安全指標および安全目標値）

2018 年度は前年度の運航経験や安全目標への取り組み・達成状況の結果を踏まえ、更なる安全運航に向けて、以下のとおり設定し、取り組むことといたしました。

安全指標	安全目標値
① 遅行指標	目標値
航空事故・重大インシデント	ゼロ
航行中の機内でのタービュランスによる客室乗務員および旅客の負傷 ※	ゼロ
② 先行指標	目標値
ヒューマンエラーに起因するリスク評価事象件数の発生率	発生率 1.03%以下 (前提：6,500 便/年)
ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル（義務報告）発生率	発生率 0.20%以下 (前提：6,500 便/年)
ヒヤリ・ハット提出件数	300 件以上 (平成 2017 年度実績と同等程度)

※事故・重大インシデントに該当せず医療機関を受診した負傷

本年度の安全目標値の達成を目指して、「安全意識とコンプライアンス意識」の啓蒙活動を継続していくために、新たな安全教育活動を実践していきます。

また、安全に係わる重要事項の最高審議機関である「安全推進委員会」において、同安全教育活動について定期的にレビューを行い、当該目標値の達成度の進捗状況を管理・監視して参ります。

以上

2017 年度 安全報告書  
2018 年 3 月発行  
春秋航空日本株式会社  
安全推進室